

## 社会福祉法人 中部少年学院 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

取組内容 所定外労働を削減する。

{対策} 令和6年10月～ 月 2回ノー残業デーを実施する。

年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間 10日以上とする。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

※管理職の女性が占める割合(2024.3.31現在 50%)

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 平均勤続年数を現在の10年より1年以上伸ばす。

特に、5年未満職員に対し継続就業に努める。

取組内容 令和6年10月～ 利用できる両立支援制度とハラスメント防止について管理職を含む労働者に周知徹底する。

令和7年 4月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う

令和8年 4月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う